

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 38 回食品添加物・汚染物質部会

日時 : 2006 年 4 月 24 日 (月) ~ 4 月 28 日 (金)

場所 : ハーグ (オランダ)

議 題

1.	議題の採択
2.	記録者の指名
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4.	FAO/WHO からの関心事項
(a)	第 65 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)
(b)	ADI 及びその他の毒性学上の勧告の変更による作業
食 品 添 加 物	
5.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認・改訂
6.	コーデックス食品添加物一般規格(GSFA)の検討
(a)	GSFA 前文
	GSFA 前文の改訂案
	GSFA の作業原則に関する作業部会の報告
	GSFA の作業原則に関する作業部会会合の報告
(b)	GSFA における食品添加物使用基準の検討
	GSFA に関する検討に対する情報提供及び支援のための作業文書
	GSFA に関する特別作業部会の報告
	更に検討を必要とする食品添加物
	電子作業部会の報告
	食品への光沢剤使用における食品添加物事項に関する討議資料
7.	香料のガイドライン策定に関する討議資料
8.	加工助剤一覧：更新リスト
9.	食品添加物の国際番号システム (INS)
(a)	コーデックス分類名及び国際番号システム (CAC/GL36-1989) の改訂原案
	コーデックス及び JECFA で使用される用語の統一に関する作業部会の報告
(b)	INS への追加 / 修正の提案

10.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第 65 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	規格に関する特別作業部会の報告
汚 染 物 質	
11.	コーデックス規格における汚染物質の最大基準値の承認・改訂
12.	食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格(GSCTF)の検討
(a)	汚染物質及び毒素に関する特別作業部会の報告
(b)	食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格(GSCTF)
13.	食品及び飼料中のカビ毒
(a)	堅果類のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための行動規範の付表原案（ステップ 4）
(b)	アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオのアフラトキシン汚染の分析のためのサンプリングプラン原案（ステップ 4）
(c)	未加工及び加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオにおける総アフラトキシンの最大基準値案及び原案（ステップ 7 及び 4）
	加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ中のアフラトキシン最大基準値の提案に関する討議資料
(d)	ブラジルナッツ中のアフラトキシン汚染に関する討議資料
(e)	デオキシバレノール(DON)に関する討議資料
(f)	ワイン中のオクラトキシン A（OTA）の最大基準値に関する討議資料
(g)	コーヒー及びココアにおけるオクラトキシン A 汚染に関する討議資料
14.	食品中の産業及び環境汚染物質
(a)	魚中の鉛の最大基準値案（ステップ 7）
	魚中の鉛の最大基準値に関する討議資料
(b)	カドミウムの最大基準値案（ステップ 7）
(c)	食品及び飼料中のダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB 汚染の防止及び低減のための行動規範原案（ステップ 4）
(d)	植物たんぱく質酸加水分解物（酸 - HVP）及び酸 - HVP を含む製品の製造過程におけるクロロプロパノール低減のための行動規範原案（ステップ 4）
(e)	植物たんぱく質酸加水分解物を含む液体調味料中の 3-クロロプロパンジオール（3-MCPD）の最大基準値原案（ステップ 4）

	植物たんぱく質酸加水分解物を含む製品及びクロロプロパノールを含む他の製品に関する討議資料
(f)	スズの最大基準値原案（ステップ４）
(g)	アクリルアミドに関する討議資料
(h)	PAH（多環芳香族炭化水素）汚染に関する討議資料
(i)	魚類中のメチル水銀のガイドライン値に関する討議資料
(j)	国際貿易において使用される食品中の放射性核種のガイドライン値改訂原案（ステップ４）
15.	JECFA による評価への食品添加物、汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
16.	その他の事項及び今後の作業
(a)	乾燥イチジク中のアフラトキシン最大基準値策定に関する討議資料
17.	次回会合の日程及び開催地
18.	報告書案の採択

標記会合に先立ち、2006 年 4 月 20 日（木）に「食品添加物の一般規格（GSFA）の作業原則に関する作業部会」、21 日（金）に「GSFA に関する特別作業部会」、22 日（土）に「食品中の汚染物質及び毒素に関する特別作業部会」及び 23 日（日）には「コーデックス及び JECFA で使用される用語の統一に関する作業部会」及び「食品添加物の規格に関する特別作業部会」が開催された。

第 38 回食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)概要

1．開催日及び開催場所

平成 18 年（2006 年）4 月 24 日（月）～4 月 28 日（金）
ハーグ（オランダ）

2．参加国及び国際機関

64 力国 1 加盟機関 41 国際機関

3．我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長	伏見 環
農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 課長	山田 友紀子
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 課長	嘉多山 茂
内閣府食品安全委員会事務局評価課 課長補佐	梅田 浩史
内閣府食品安全委員会事務局評価課 係員	秋元 朋孝
内閣府食品安全委員会事務局評価課 係員	乾 玲子
国税庁 課税部 鑑定企画官付 鑑定官	本村 創
独立行政法人酒類総合研究所酒類理化学研究室主任研究員	橋口 知一
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	古賀 大輔
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	松岡 輝昌
農林水産省 消費・安全局 食品安全危機管理官	朝倉 健司
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 課長補佐	瀬川 雅裕
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課調査分析係長	宮田 理恵子
環境省 水・大気環境局 土壌環境課 課長補佐	中山 知子

テクニカルアドバイザー

日本食品衛生協会	岡村 弘之
日本食品衛生協会	長野 健一
日本食品衛生協会	林 新茂
日本食品衛生協会	平川 忠

4．議論の概要

主要議題は以下の通り。

【食品添加物関連】

主な食品添加物関連審議結果

議題 6：コーデックス食品添加物一般規格（GSFA）の検討

（a）GSFA 前文等の改訂案

GSFAに収載されている添加物規定が、コーデックス個別食品規格（CS）に収載されている添加物規定と乖離してきていることから、GSFAとCSの整合化を図り、GSFAをコーデックスシステムにおける添加物の使用に関する唯一の文書とすることを目的として、GSFA前文、GSFAの作業原則、コーデックス手続きマニュアルの改正が検討されてきた。

前回の本部会での合意に基づき、中国を座長とする作業部会が本部会に先立ち開催され、この作業部会の報告に基づいて以下の通り審議された。

1．GSFA前文について

作業部会が提案した改訂案について議論を行い、字句の修正、文書の構成の変更の他、特に、本部会と各食品部会との関係について議論が行われ、GSFAがコーデックスシステムにおける、添加物規定の唯一の公式文書である点を明記するとともに、添加物規定に関する本部会と各食品部会の役割については、コーデックス手続きマニュアルに記載することとされた。部会は、上記検討を踏まえた変更を行った上で、GSFA前文改訂案をステップ8として採択するよう総会に送付することとした。

2．GSFAの作業原則について

以下の3つのパートに分けて検討を行った。

I．GSFAへの添加物規定の追加、見直しの検討手順について

作業部会では、特に添加物規定の追加、見直しの手順について重点的に議論が行われた。本部会では、規格化食品における添加物規定の追加、見直しの検討における、本部会と各個別食品部会との関係について議論があった。本手順については、コーデックス手続きマニュアルに含める事項であることから、一般原則部会を通じて総会へ承認及びコーデックス手続きマニュアルへの包含のため送付することとした。

II．GSFAと個別食品規格（CS）との関係を分析し、CS中の食品添加物規定をGSFAへ移行する方法の選択肢について

本件については以下の二類型に分けて検討が行われた。

A. 一対一対応する場合について

本部会は、GSFAの食品区分が1つのCSに完全に含まれる場合（一対一対応）については、CSの食品添加物規定をそのままGSFAの食品添加物規定に取り込むことに合意した。また、この場合に各CSの添加物規定をGSFAに導入する際には、以下の原則で行うこととすることに合意した。

- a) JECFAにて評価され完全なADI（一日摂取許容量）が設定された添加物のみを検討の対象とする。
- b) INS番号（食品添加物の国際番号システム）が付された添加物のみを検討の対象とする。
- c) 対応するCS中の添加物最大使用量が、GSFAに記載される。
- d) JECFAにおけるグループADIに含まれる添加物の場合、GSFAにはグループ名が記載される。但し、グループあるいはその内の一つの添加物が、例えば人の健康に害を与える等の場合には、例外とする。なお、例外については、完全にその正当性が示されること、及びできるだけ制限的に用いることとする。
- e) GSFA前文に示された規準に基づき、技術的な必要性が示されない添加物についてはGSFAに含めない。
- f) 複数の用途をもつ添加物は、それらの用途に制限されずGSFAに含める。

また、一対一対応する各CSの食品添加物規定をGSFAに導入するにあたり、これらの規定と整合していないGSFA中の食品添加物規定を廃止・変更すること、当該食品区分及びCSをGSFA 表3（適正製造規範（GMP）の範囲でいかなる食品にも使用可能な添加物の表）の適用外とすること、各CS中の添加物条項については、GSFA中の関連する食品区分を参照するとの記載を行うよう総会に要請すること等について合意した。

B. 一対多対応する場合

GSFAの食品区分が、複数のCS（及び規格化されていない食品）にまたがる場合（一対多対応）については、米国を座長とする電子作業部会を設置し、次回会合で検討するための討議文書を準備することとした。討議文書には、関連するGSFA食品区分中の添加物条項の改訂に伴う影響や、CS中の添加物規定をGSFAへ取り込むために必要な改正案を含めること、及び全ての食品に統一的に適応可能な方法を検討することとされた。

III. コーデックス手続きマニュアルの改訂について

本部会は、コーデックス手続きマニュアルに関連する改定案を検討するため、スイスを座長とする電子作業部会を設置することに合意した。さらに、本作業について総会及び一般原則部会へ情報提供すること、及びコーデックス手続きマニュアルの改訂は、GSFA前文と整合をとるべきであることについても合意した。

議題7：香料のガイドライン策定に関する討議文書

前回の本部会での合意に基づき、米国を議長国とする作業部会が、香料物質をコーデックスシステムに組み込むためのガイドラインを検討するための討議文書を提出した。

本部会は、香料の使用に関するガイドラインを作成するための新規作業を開始すること及び当該作業の企画書については、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）に対し使用量及び添加率に関するデータを産業界から提供する必要性を明記した上で、新規作業を承認するよう総会に送付することに合意した。

さらに、総会の承認を前提として、米国を座長とする電子作業部会を設置し、次の会合で検討することを目的としたガイドライン原案を準備することに合意した。なお、その際にはJECFAによる香料の推定摂取量データ等、関係するデータも考慮に入れるべきであるとの提案があった。

議題9：食品添加物の国際番号システム（INS）

(a) コーデックス分類名及び国際番号システム（CAC/GL 36-1989）の改訂原案

当該ガイドライン中のセクション2：機能クラス、定義及び技術的機能の表の改訂について議論され、本部会では、“carrier”及び“packaging gas”については、これらの機能が食品添加物か加工助剤であるか及び表に含めるべきかどうか合意が得られなかったため、そのまま括弧書きで表に残すとともに、食品表示部会に対し、表示の必要があるかどうか問い合わせること “emulsifying salt” の定義をチーズ以外の食品にも適用するよう改訂すること “flavour modifier” については、機能クラスである “flavour enhancer” の定義と技術的機能が一致しないため削除することを合意した。部会は、コーデックス分類名及び国際番号システム（CAC/GL 36-1989）の改訂原案をステップ5での予備採択のために総会へ送付することに合意した。

第 38 回食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）の概要

【汚染物質関連】

主な汚染物質関連審議結果

議題 12 食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTF）の検討

- (a) 採択済み基準値リスト(Schedule I) (我が国が作成) を含めて GSCTF を総会に送付することを決定。また、我が国とオランダが作業文書を作成したことに謝意を表すとともに、次回部会に向けて更新することを決定。
- (b) GSCTF から CCFAC 内の手続きに関する記述を除くなどの改訂を行うことを決定（当該作業には我が国も参加する予定）。

議題 13 . 食品及び飼料中のカビ毒

(a) ~ (c) 堅果類のアフラトキシン

堅果類のアフラトキシン汚染の防止・低減のための行動規範（第 28 回総会で採択）に添付するブラジルナッツに関する付表原案をステップ 5/8 で採択するよう総会に送付することを決定。

アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオのアフラトキシン汚染の分析のためのサンプリングプラン原案を、アフラトキシンの最大基準値の検討が進むまでステップ 4 に据え置くことを決定。

加工用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオの総アフラトキシンの最大基準値案（15 µg/kg）をステップ 7 に据え置くこと、及び直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオの総アフラトキシンの最大基準値案（8 µg/kg）をステップ 5 で予備採択するよう総会に送付することを決定。さらに直接消費用の堅果類の基準値を 4、8、10、15 µg/kg に設定した場合の暴露評価を JECFA に依頼することを決定。

(e) 穀類のデオキシニバレノール（DON）

これまで十分なデータが得られていない地域における DON 濃度のデータ、トウモロコシの DON 濃度、DON 濃度の季節的な変動、DON 濃度を与える加工の影響等のデータを勘案して討議資料を改訂・更新することを決定。

(f) 及び (g) オクラトキシン A

ワイン中のオクラトキシンの濃度が顕著な地域のみに適用すべきことを明確にした上で、ワインのオクラトキシン A の行動規範の作成を新規作業として総会に送付することを決定。

コーヒーのオクラトキシン A 汚染、ココアのおクラトキシン A 汚染についてそれぞれ討議資料を作成することを決定。

議題 14 . 食品中の産業及び環境汚染物質

(a) 魚中の鉛

0.2 ~ 0.5 mg/kg のうち、どのレベルに基準値を設定するかについて長い議論の結果、0.3 mg/kg を基準値としてステップ 8 で採択するよう総会に送付することを決定。

(b) カドミウム

精米の基準値案 (0.4 mg/kg) をステップ 8 で採択するよう総会に送付することを決定。海産二枚貝 (カキ、ホタテを除く) 及び頭足類 (内臓を除去したもの) の基準値案を 1.0 mg/kg から 2 mg/kg に変更し、ステップ 8 で採択するよう総会に送付することを決定。

(c) ダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB

行動規範原案をステップ 5/8 で最終採択するよう総会に送付することを決定。

(d) 及び (e) クロロプロパノール類

クロロプロパノールの低減効果について、風味の観点から実施可能な低減方法を検討するため、実際の工業的規模で酸加水分解植物タンパク質中のクロロプロパノールを低減する措置についてのデータを収集すること、行動規範案をステップ 2 に戻し作業部会 (我が国も参加) が再検討することを決定。

3-MCPD の最大基準値原案 (0.4 mg/kg) をステップ 4 に据え置くとともに、作業部会 (我が国も参加) が本年 6 月の JECFA によるリスク評価結果等の情報を考慮の上、討議資料を改訂することを決定。

(f) スズ

現行基準値原案 (缶詰飲料 150 mg/kg、その他の缶詰食品 250 mg/kg) をステップ 5 で予備採択するよう総会に送付することを決定。

(g) アクリルアミド

食品中のアクリルアミド低減のための行動規範作成の新規作業を総会に送付すること及び作業部会 (我が国も参加) で次回までに規範案原案を作成することを決定。

(h) 多環芳香族炭化水素 (PAH)

対象を燻製及び乾燥工程に限定した上で、食品中の多環芳香族炭化水素低減のための行動規範作成の新規作業を総会に送付すること及び作業部会 (我が国も参加) で次回までに規範案原案を作成することを決定。

(i) 魚類中のメチル水銀のガイドライン値に関する討議資料

FAO/WHO 専門家会議を開催して魚食に伴うメチル水銀(及びダイオキシン類)による健康への悪影響と魚食の健康への利点に関する検討を行うまでメチル水銀の指針値の検討を延期すること、捕食性魚種リストの作成及び現時点では各魚種中のメチル水銀と総水銀量比に関するデータ収集を開始しないことを決定。

(j) 国際貿易で使用される食品中の放射性核種のガイドライン値改訂原案

当該ガイドライン値の名称を、「国際貿易で使用される、原子力や放射能に係る緊急事態によって汚染された食品中の放射性核種のガイドライン値」に改め、各核種のガイドライン値原案をステップ 5/8 で最終採択するよう総会に送付することを決定。

議題 15 . JECFA による評価への食品添加物、汚染物質及び自然毒の優先評価リスト

【汚染物質関係】

今までのものに加えて、以下を優先評価リストに加えることを決定。

DON にアセチル基が結合した物質の毒性

堅果類のアフラトキシンの暴露評価（議題 13(a)～(c) 参照）

乾燥イチジクのアフラトキシンの暴露評価

議題 16 . その他の事項及び今後の作業

(a) 乾燥イチジク中のアフラトキシン最大基準値策定に関する討議資料

乾燥イチジク中のアフラトキシンの含有量データ、貿易問題に関する事項、乾燥イチジク中のアフラトキシンを低減するための実施規範の骨子等を盛り込んだ討議資料を次回までに作業部会が作成することを決定。また、乾燥イチジク中アフラトキシンを JECFA による評価の優先リストに載せ、さらなるデータの提出を求めることを決定。